

花巻市国民保護協議会【記録】

日 時 平成 28 年 2 月 4 日 (木) 午後 1 時 30 分～ 2 時
場 所 花巻市役所本館 3 階 302 会議室
出席者 会長(市長)、委員名 31 名 (欠席 3 名)、傍聴者 2 名
内 容 1 開会
2 会長挨拶
3 議事
(1) 会長の職務を代理する委員の指名
(2) 諮問 花巻市国民保護計画の変更について
4 閉会

(開会前に、市長から委員に委嘱状を交付。)

事務局(防災危機 花巻市国民保護協議会の開会を宣言。
管理課長補佐)

会長(上田市長) 挨拶(要旨)
・新たに委嘱された委員の皆様におかれましては、お忙しい中お引き受けいただき感謝申し上げます。
・国民保護法は、平成 15 年の通常国会で成立した「有事関連三法」のうち「武力攻撃事態対処法」に示された個別の法制の整備により、平成 16 年に成立した「有事関連七法」の一つである。
・この法律にもとづいて、花巻市では国民保護計画を策定する必要がある。
・委員の皆様におかれましては、花巻市国民保護計画の策定や変更について審議いただき、意見を述べていただくことが役割となっている。
・花巻市としては、平成 19 年 2 月に計画を策定したところであるが、その後、組織再編や岩手県国民保護計画の変更があった段階で、市としても計画変更すべきところ、変更していなかったものであり、本協議会において計画変更について審議をいただくものである。

事務局 花巻市国民保護協議会条例第 4 条第 1 項により、会長が議長となって議事を進行することを説明。

議長(市長) 議事(1)会長の職務を代理する委員の指名について、花巻市国民保護協議会条例第 3 条では、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理することあることから、委員である亀澤副市長を指名する。

議長(市長) 議事(2)諮問 花巻市国民保護計画の変更について事務局に説明を求める。

事務局 配付資料に基づき、計画の見直しの目的として、岩手県国民保護計画との整合性を図ること及び現行の組織にあわせた(再編に伴う)変更であることを説明。その後、順次、見直しの概要、新旧対照表による計画の見直し案、今後のスケジュールについて説明。なお、説明については主な変更箇所のみ説明。

議長(市長) 花巻市国民保護計画見直し案について、ご質問、ご意見を賜りたい。

(質問、意見等なし)

花巻市国民保護計画見直し案について、原案のとおりとして答申してよろしいか。

（「異議なし」により、原案のとおり異議がないことを決定。）
花巻市国民保護計画見直し案については、今後岩手県との本協議が必要となり、本協議が整った時点で効力を発することを説明。
協議書を受理した日より概ね1週間以内に、本協議回答書より回答されることを説明。その後、3月議会において、花巻市国民保護計画の変更について報告を行い、市ホームページ等で公表するとともに、計画書については関係機関に配布することを説明。

議長(市長) (その他、議事以外での意見等の有無を委員に確認し、意見等が無かったため会議を終了。)

事務局(防災危機管理課長補佐) 花巻市国民保護協議会の閉会を宣言。

午後2時 閉会